

## 平成24年度学校運営連絡協議会設置要綱

- 第1（名称）本協議会を東京都立八王子東高等学校学校運営連絡協議会と称する。
- 第2（目的）本校が地域・都民に開かれた学校としてより一層高い信頼を得られ、同時に本校の教育活動が一層充実・発展できるよう、保護者、同窓生、地域住民などの方々との連携・協力を仰ぎ、全委員で積極的に意見交換し、本校の学校経営に助言を行うものとする。
- 第3（組織）本協議会は、評議委員と内部委員で構成する。協議委員は、校長が推薦し東京都教育委員会が委嘱する。内部委員は校長が委嘱する。構成員は以下のとおりとする。
- (1) 協議委員 8名
    - ① 中学校長
    - ② 学識経験者
    - ③ 地域の有識者
    - ④ 消防関係者
    - ⑤ 保護者代表者
    - ⑥ 卒業生の保護者代表者
    - ⑦ 後援会代表
    - ⑧ 同窓会代表者
  - (2) 内部委員 8名  
校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、第2学年主任、総務主任（事務局長）
  - (3) 必要に応じて、東京都教育委員会の代表や校長が必要と認めた者を加えることができる。
- 第4（任期）委員の任期は第1回協議会開催の日から、同年度末までとする。ただし、校長が認めれば再任を妨げない。
- 第5（役員）本協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名、副会長 2名
  - (2) 会長は校長とし、副会長は副校長と保護者代表とする。
- 第6（会の開催回数・開催時期）年間3回（6月、10月、2月）
- 第7（活動内容）
- (1) 学校の運営方針や教育活動充実への助言等
  - (2) 学校の広報活動・PR活動への助言等
  - (3) 家庭および地域との連携の進め方への助言等
  - (4) 進路指導、特に進学指導の充実への助言等
  - (5) 学校評価の企画・立案・実施等評価活動への助言等
  - (6) 実践的な防災教育に関するああ助言等
- 第8（評価委員会）  
本協議会に評価委員会を置く。評価委員は協議委員3名と内部委員2名で構成し、校長が委嘱する。  
協議委員は第3(1)の①1名、②～⑧より2名する。  
内部委員は副校長、生活指導主任、事務局長とする。
- 第9（事務局）事務局は、本校総務部に置き、事務局長は総務部主任とする。
- 第10（設置期間）  
本協議会の設置期間は第1回協議会の日から、同年度末までとする。

補足 この要綱は、毎年度末に見直すものとする。